

【国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金活用事業】

飛騨市販路拡大促進事業補助制度(国内販路開拓枠)

予算：5,000千円

目的

市内人口の減少及び高齢化の進展により市中の需要が減少する中、市外（国内）への積極的な販路開拓に取り組む事業者へ補助することで、事業の再構築及び継続性を強化することを目的とします。

対象者条件

- ・市内に住所若しくは本店登記を有し、本市にて営業する工場若しくは事務所を有する個人又は法人で、中小企業基本法に規定する中小企業であること（フランチャイズを除く）。
- ・直近2期の決算書若しくは確定申告書が提出できること。
- ・直近の決算書若しくは確定申告書で債務超過を生じている場合は、債務超過解消年数が30年末満であること
- ・市税等を滞納していないこと

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び限度額
国内販路開拓事業	(1) 国内商談に係る展示会出展費用 (2) 国内商談に係る広告宣伝費用 (3) 国内商談に係る交通費及び宿泊費 (4) 国内商談に係る新商品開発費用 (5) 国内販路開拓に必要な商品製造に係る設備投資費用 (6) 国内販路開拓に係る調査費用	補助対象金額の3分の2以内（千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。） 上限100万円。

【下記の費用は対象となりません。】

- ・展示会出展や商談を目的としない交通費、宿泊費
- ・主目的が物品販売の展示会への出展
- ・展示会出展や商談を伴わない新商品開発費用及び設備費用
- ・老朽化設備の更新費用
- ・ファーストクラス、ビジネスクラス及びプレミアムエコノミークラス航空券
- ・飛騨市外の事業所における設備投資費用
- ・消費税

申請期間 令和8年2月2日（月）～2月27日（金）

申込み方法

事業着手前に商工課へご相談の上、販路拡大促進事業計画書及び必要な添付書類を提出してください。

ご注意 本補助制度は、神岡商工会議所・古川町商工会・飛騨市ビジネスサポートセンター3者の書類審査により採択します。審査結果により、ご利用いただけない場合がございますので予めご了承ください。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901